

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/29)における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1129_01	既卒者(2016年度以降卒業者)は、熊ターン応援枠のみ利用可能なのか。	既卒者の方でも、対象奨学金の利用者である等の要件を満たせば、奨学金支援枠Ⅰ、奨学金支援枠Ⅱを利用することができます。	
1129_02	10年の途中で退職した場合はどうなるのか。	途中で退職した場合は、支援停止となりますが、遡って助成金の返還を求めることはありません。参加企業も、助成金の返還を求めることはできません。	
1129_03	奨学金支援枠Ⅰ・Ⅱの場合、就職者に対する支給は年1回なのか、それとも毎月支給するのか。	1年間の支払い実績を確認後、年1回支給することを想定しています。	
1129_04	奨学金支援枠Ⅰ・Ⅱの場合、助成額の上限は各企業が設定するのか。	県が設定している設定上限の範囲内で、各企業に設定いただきます。 なお、支援対象者が借りている奨学金の額(借受額)が設定金額より低い場合は、借受額が助成金額となります。	
1129_05	奨学金返還の助成金は、県から本人に直接支払うのか。	奨学金支援枠Ⅰ及びⅡでは、支援対象者には通常通り奨学金を返還いただき、その実績等を確認後、参加企業から2分の1を県の基金に出捐いただいたうえで、県から支援対象者に助成金を支給します。 なお、熊ターン応援枠では、参加企業から一旦支援対象者に手当等を支給していただいた後、県がその2分の1の額を参加企業に補助します。	
1129_06	「中小企業等」の要件に合致しない場合(大企業の場合)は、制度を利用できないのか。	奨学金支援枠Ⅱは「中小企業等」に該当する企業等のみが利用可能ですが、奨学金支援枠Ⅰ、熊ターン応援枠は企業規模に関わらず利用可能です。	
1129_07	博士課程修了者も対象になるのか。	対象になります。 ただし、支援対象となる奨学金は大学院修士課程及び学部課程に借り受けた奨学金となります。	
1129_08	学生等が登録者であることの確認はどのように行えばよいのか。	登録した学生等に、登録を証する書類等を発行する予定です。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/29)における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1129_09	学生が支援対象者となることが確定する時期(交付決定の時期)はいつなのか。	支援対象者に対する交付決定は、就職後を想定しています。	
1129_10	求職者に対し、県の制度を紹介し登録を勧めてもよいか。	差し支えありません。	
1129_11	制度適用人数枠より多く登録者を採用した場合は、制度適用人数枠を超えた採用者については県の制度の対象外になるのか。	制度の対象外となります。 募集要項2(5)にお示ししているように、制度適用人数枠を超えて登録者を採用する場合は、制度適用外となることについて必ず登録者の同意を得てください。 なお県でも、制度適用人数枠はあらかじめ公表するなど、参加企業毎の適用人数に限りがあることのアナウンスを行う予定です。	
1129_12	制度適用人数枠はいつ分かるのか	2019年1月7日までの期間に応募された企業については、制度適用人数枠の数を含む登録内容について、2019年2月末までに通知する予定です。	
1129_13	学生に対し、参加企業であることをPRしてよいか。	可能です。なお、県のウェブサイトでも参加企業を紹介します。	
1129_14	就職予定者の借りている奨学金が、設定した支援金額より低かった場合は余り(差額)が出る。その差額分を利用して、あらかじめ設定された制度適用人数枠を超えた人数に制度を適用することは可能か。	就職予定者の奨学金の借受額に関わらず、制度適用人数枠の変更はできません。	
1129_15	内定後に登録した学生等は制度を利用できないのか。	利用できません。 内定前に登録いただいた学生等のみが対象となります。	
1129_16	支援金額の中に納まっていれば、大学の時に利用した奨学金の額に加え、高校の時に利用した奨学金の額も加えることができるか。	支援対象になるのは、原則として大学及び大学院在学時に借り受けた奨学金のみとなります。 なお、本制度の対象奨学金には、高校生向けの奨学金は設定していません。	

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 参加企業説明会(11/29)における質疑応答

No.	質問	回答	備考
1129_17	入社後10年以内に関連企業に転籍になった場合はどうなるのか。	<p>関連会社(子会社等)への転籍については、通常行われている人事交流等であり、引き続き熊本が主な勤務地とすることが見込まれるのであれば、社内の人事異動に準じて考えるため、制度の利用継続は可能です。</p> <p>ただし、転籍元(参加企業)又は転籍先が1/2負担を引き続き行っていただく必要があります。</p> <p>なお、参加企業から給与の支払いを受けて別会社で働く(出向)場合も、通常行われている人事交流等であり、引き続き熊本が主な勤務地とすることが見込まれるのであれば、制度の利用継続は可能です。</p> <p>いずれも事前にご相談ください。</p>	
1129_18	「中小企業等」の要件確認に当たり、大企業からの出資や派遣役員数等を考慮する必要はないか。(いわゆる「みなし大企業」という概念はあるのか)	<p>本制度ではいわゆる「みなし大企業」の規定は設けていませんので、大企業からの出資や派遣役員数等を考慮する必要はありません。</p> <p>法人単体で募集要項別記4に定める要件に合致すれば「中小企業等」に該当し、奨学金支援枠Ⅱの申請が可能です。</p>	